

別紙2 屋外空間等計画要領

1. 外構施設の整備

外構施設の整備内容は、次のとおりである。

■外構施設の整備	
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインに配慮すること。</li> <li>・緑化については、倉敷市緑の基本計画及び倉敷市自然環境保全条例に基づき行うこと。</li> <li>・植樹の際は、維持管理が容易な樹種とし、市の敷地外への影響に配慮すること。</li> <li>・照明設備については、歩行者の安全を考慮し設置すること。</li> <li>・舗装の種類を選定にあたっては、アメニティ、景観等への配慮、排水負担の軽減等を考慮すること。</li> <li>・メンテナンスしやすく、ランニングコストに配慮した計画とすること。</li> <li>・本事業における外構施設整備に伴い既存水路及び橋梁の改修・修繕等が必要となる場合には、適宜再整備等を行うものとする。</li> <li>・散水設備、雨水排水設備は外構施設にあわせて、整備すること。</li> </ul>
動線計画	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩車分離に配慮すること。</li> </ul> <p><b>【一般車両動線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般車両は、新田上富井線「市役所前交差点」を敷地内への出入り口とすること。ただし、障がい者等用駐車場へのアクセスは市民交流ゾーン東側道路沿いからも可とする。</li> <li>・市民交流ゾーン北側にある環境センター繁忙期に、環境センターにごみを持ち込む車両の滞留スペースとして市民交流ゾーンの駐車場が活用できるよう、環境センターと接続する動線を確保すること（環境センター側で出入り口を設けられるように配慮）。</li> </ul> <p><b>【公用車動線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館用公用車及びその他公用車（主に駐車場棟に駐車）の出入り口はいずれも市民交流ゾーン東側境界沿いに設けること。</li> <li>・駐車場棟にアクセスする公用車と一般車両の交錯が極力生じないよう配慮すること。</li> <li>・公用車及び関係車両の隣接する市庁舎地下駐車場への動線を確保すること。</li> </ul> <p><b>【歩行者動線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎、駐車場、バスの停留所から複合施設棟の出入り口までの円滑なアプローチ動線を確保し、視覚誘導ブロック設置やサインの設置を行うこと。</li> <li>・別紙1内の外部動線計画についても参照すること。</li> <li>・庁舎エリア西側、倉敷中央通り沿いのバス停（倉敷市役所）から複合施設棟まで、本庁舎から複合施設棟までの安全な歩行者動線（雨天時の移動にも考慮）を確保すること。利便性及び安全性の高い歩行者動線の確保に向け、メインの車両動線である南北通路の移設（ただし、出入り口は市役所前交差点のままとする）も選択肢として検討すること。</li> <li>・本庁舎から複合施設棟までのメインの歩行者動線上において、メイン車路と歩行者動線が交差する箇所については、横断歩道、ハンブ</li> </ul>

	<p>等の措置により歩行者の安全対策を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場内には適宜歩行者用通路を設けるなど安全対策に配慮した計画とすること。</li> <li>・ 各駐車場内においては、降車後安全に本庁舎や複合施設棟にアクセスできる歩行者動線の確保に配慮した計画とすること。</li> <li>・ 各駐車場、歩行者動線も考慮した照明計画とすること。</li> </ul> <p>【広瀬川上の動線確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現駐車場と複合施設棟ゾーンを隔てる広瀬川に関しては、倉敷市歴史民俗資料館と複合施設棟の一体利用を考慮した接続デッキ（幅 20 m程度）と行政ゾーンと複合施設棟ゾーンを歩行者が行き来するための接続ブリッジ（歩行者用、幅 6 m程度）を設けること。また、複合施設棟の計画により、水路を跨いだ車両の行き来が必要な場合は、必要に応じて接続ブリッジ（車両用、幅 10m程度）も検討・計画すること。</li> <li>・ 雨天時も含め快適かつ安全に移動できるよう配慮すること。</li> <li>・ 広瀬川沿いには、管理用の作業ヤード（水路沿いに最低幅 4m通行可能なスペース又は管理道）と清掃機材を河川に降ろすスペース（作業ヤードの一部に 10m角程度の清掃機材を降ろすことが可能なスペース）を確保すること。</li> <li>・ 広瀬川を跨ぐすべての構造物（接続デッキ、接続ブリッジ等）は、水路の護岸構造物と構造的に切り離し、独立した構造物として計画すること。</li> </ul>
<p>駐車場</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般車両駐車場 530 台以上、図書館用公用車（軽自動車）2 台、法令で求められる台数以上の障がい者等用駐車場を整備すること。障がい者等用駐車場は屋根付き又は建物下とすること。（加えて別紙 1 に記載の B M 車両 4 台分の車庫も必要となる）</li> <li>・ 適切な位置にマイクロバス 1 台分の停車場所を整備すること。</li> <li>・ 車室について、区画線はダブルラインとすること。</li> <li>・ 有料化を見越した機器の設置スペースを見込むこと。また、機器の配置スペースに予備配管を見込むこと。</li> <li>・ 障がい者等用駐車場及び図書館用公用車用駐車場は複合施設棟付近に配置すること。</li> <li>・ 障がい者等用駐車場は、意匠性に配慮し、周辺景観に溶け込むものとする。</li> <li>・ 障がい者等用駐車場から複合施設棟まで雨天時も含め快適かつ安全に移動できるよう配慮すること。</li> <li>・ 車止め、駐車場表示、案内板等を適宜設置すること。</li> <li>・ 市民交流ゾーン東側道路沿いから、将来、別電源が引込可能な駐車場（EV 車の充電を想定）を 2 台程度計画すること。</li> <li>・ 障がい者等用駐車場の照明は、安心して利用できるよう十分な照度を確保すること。</li> <li>・ 駐車場を照らす適切な外灯を設置すること。</li> <li>・ 外灯設置箇所には予備配管を見込むこと。</li> <li>・ 屋外に駐車場、駐輪場の自動点灯及び時間点滅が可能な照明制御盤を設置すること。</li> <li>・ 照明制御盤の状態監視が可能なものとする。</li> <li>・ 電源盤を設置すること。</li> <li>・ 電源盤とは別系統電源（1.5 kW 程度）を 2 力所以上確保すること。</li> <li>・ 予備配管を見込むこと。</li> </ul>

別紙2 屋外空間等計画要領

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要な配管配線、機器等は撤去すること。</li> <li>・ 白楽町ごみ焼却処理場等跡地と現駐車場間に水路があり、高低差が生じているため、駐車場の一体利用を前提とした高低差を解消する提案を行うこと。（水路の管理が可能な提案とすること。）</li> <li>・ 劣化が著しい給水、污水管及び排水機能を果たしていない雨水管が埋設されているため、事業者にて撤去もしくは改修等を検討し、新たな給排水計画に基づき整備すること。ただし、既設配管の劣化状況、流量等を確認し、適切に機能を満たす状態であれば、必要に応じて補修等の措置を講じたうえで再使用しても良い。</li> </ul>
<p>駐輪場</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民交流ゾーンに 515 台以上の駐輪場を整備すること。このうち、約 300 台分は本庁舎勤務の職員用とし、本庁舎にアクセスしやすい位置に設置すること（既存駐輪場を先行して解体する場合は、代替の職員用駐輪場を用意すること）。</li> <li>・ 駐輪場は、意匠性に配慮し、周辺景観に溶け込むものとする。</li> <li>・ 自転車、バイクの出し入れに支障の無い通路幅及び奥行を確保すること。</li> <li>・ 駐輪場の照明は、安心して利用できるような十分な照度を確保すること。</li> </ul>
<p>屋外広場</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複合施設棟及び倉敷市歴史民俗資料館、藤棚を含めた敷地南側を広場として一体的に整備すること。</li> <li>・ 複合施設棟南側は、主に子供たちが自由に遊べる場所として想定している。また、広瀬川西側（藤棚を含む。）は多世代が集える場所とし、移動販売車の駐車スペースやマルシェ等のイベントの開催を想定している。</li> <li>・ 想定する用途に応じて、芝生やゴムチップ舗装等を整備すること。</li> <li>・ 複合施設棟のカフェ、児童コーナーと連続性を持たせ、デッキスペース等を計画し賑わいのある場を演出すること。</li> <li>・ 誰もが過ごしやすいよう日除け、ベンチ等を設けること。</li> <li>・ 必要箇所に照明、電源盤を設置すること。</li> <li>・ 自動点灯及び時間点滅が可能な照明制御盤を設置すること。</li> <li>・ 照明制御盤の状態監視が可能なものとする。</li> <li>・ 屋外広場電源は別系統とすること。</li> <li>・ 予備配管を見込むこと。</li> <li>・ 複合施設棟と倉敷市歴史民俗資料館への予備管を十分見込むこと。</li> <li>・ 不要な配管配線、機器等は撤去すること。</li> <li>・ 劣化が著しい給水、污水管及び排水機能を果たしていない雨水管が埋設されているため、事業者にて撤去もしくは改修等を検討し、新たな給排水計画に基づき整備すること。ただし既設配管の劣化状況、流量等を確認し、適切に機能を満たす状態であれば、必要に応じて補修等の措置を講じたうえで再使用しても良い。</li> <li>・ 藤棚など残置する施設について、塗装等の劣化状況により、必要に応じて塗装改修等を実施することとする。</li> </ul>
<p>雨水貯留施設 （雨水流出抑制施設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例等に基づき、雨水流出抑制施設を設置すること。</li> <li>・ 雨水流出抑制施設の種類、位置、設置数、規模は提案によるが、メンテナンスやすく、ランニングコストの低廉な施設とすること。</li> <li>・ 雨水貯留の算定範囲面積は市民交流ゾーン敷地面積と行政ゾーンの防災棟建築面積（緑地部分を透水性のない仕上げに変更した部分も含む）とし、必要雨水貯留量は 750 m<sup>3</sup>程度を想定している。</li> <li>・ 防災危機管理センター棟（一部本庁舎分含む）からの雨水排水は、</li> </ul>

別紙2 屋外空間等計画要領

	<p>庁舎東側駐車場の雨水排水とともに雨水流出抑制施設を経由し、外部排水先へ接続すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雨水排水を広瀬川及び複合施設東側水路へ放流する計画の場合、市を含む関係機関へ確認すること。</li> </ul>
--	---

2. 倉敷市屋内水泳センター施設およびその他付帯施設等解体撤去工事

解体撤去工事の内容は、次のとおりである。

解体撤去範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉敷市屋内水泳センター施設上屋、コンクリート基礎、基礎杭、電力引込柱等を対象とする。</li> <li>なお、倉敷市屋内水泳センター敷地外の下水熱回収設備（くらのゆ）なども対象となるため、詳細は【別添資料8】倉敷市屋内水泳センター関連資料を参照すること。</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体撤去後の仕上がり地盤は、複合施設棟の計画に合わせて設定するものとする。</li> </ul>
<b>■その他付帯施設の解体撤去工事</b>	
その他付帯施設等解体撤去範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐輪場屋根、ボイラー棟（倉敷市屋内水泳センター施設からの配管も含む）、駐車場・駐輪場照明設備等（不要となる配管等も含む）。</li> <li>（屋外トイレ、藤棚、歴史民俗資料館南側の桜（ソメイヨシノ）2本は撤去せず残置し、外構計画に取り込むこと。日時計及び石碑も保全すること。ただし、日時計及び石碑は移設も可とする。）</li> <li>詳細は【別添資料10】既存付帯施設関連資料を参照すること。</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽植え込みの石垣に関しては、存続・再利用が望ましいが、撤去を含めて、整備の方針を事業者の計画に委ねることとする。</li> <li>藤棚周辺の床レンガタイルは撤去とする。</li> <li>残置する屋外トイレは必要に応じ外壁の塗装改修を行うものとする。</li> </ul>
<b>■その他</b>	
白楽町ごみ焼却処理場等跡地の残置物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>白楽町ごみ処理場等跡地と倉敷市屋内水泳センター敷地の境界周辺において、仮設物（仮の駐車場アスファルト等）が残置される予定となっている。</li> <li>白楽町ごみ処理場等跡地と駐車場敷地の境界部擁壁近傍において、配管が残置される予定となっている。</li> <li>詳細は【別添資料10】既存付帯施設関連資料を参照すること。</li> </ul>
計測震度観測施設、祠（石碑群）	<ul style="list-style-type: none"> <li>存置とする。位置は【別添資料10】既存付帯施設関連資料を参照すること。</li> </ul>

3. 倉敷市歴史民俗資料館の活用計画策定

活用計画策定の内容は、次のとおりである。

<b>■倉敷市歴史民俗資料館の活用計画策定</b>	
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録有形文化財として建造物の保全・活用を行う。</li> <li>資料館としての機能は残しつつ、主に子育て世代を中心とした読み聞かせや、イベントができるスペースとして活用することを想定している。</li> </ul>

## 別紙2 屋外空間等計画要領

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合施設棟と合わせて市民交流の拠点となるような活用ができるものとする。</li> </ul>
内部平面計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館連携の読み聞かせや、市民活動や発表の場として活用できるスペース（140㎡程度）を想定している。</li> <li>・歴史、資料展示スペースを設ける。</li> <li>・休憩スペースとして、多機能便所・授乳室を設ける。</li> <li>・管理者スペースとして、事務室・収蔵室を設ける。</li> <li>・諸室の利用状況に配慮した、土足の履き換え線について提案すること。</li> <li>・電気、空調等は、各スペース、室等の使い勝手を考慮し適切に設置すること。</li> <li>・全館照明はLED化とし、図書館連携の読み聞かせや、市民活動や発表の場として活用できるスペースの照明は、調光ができるものとする。</li> <li>・上記内容で計画し、具体的な活用計画の提案を求める。</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の構造体（柱・梁・壁等）を保存することを前提とし、登録有形文化財としての価値を損なわないよう活用計画を策定する。</li> <li>・面積の増減は行わない。</li> <li>・複合施設棟、屋外広場からの動線に配慮する。</li> <li>・ユニバーサルデザインに配慮し、出入り口での段差の解消を行う。</li> </ul>